

入 札 公 告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 1 0 日

県立延岡病院長 寺尾 公成

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 庭園管理業務委託
- (2) 委託場所 宮崎県立延岡病院（延岡市新小路 2－1－10）ほか
- (3) 委託期間 契約日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務概要 庭園管理業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「建設工事等要綱」という。）第 7 条に規定する建設業者等有資格業者名簿に「造園工事」として登載されている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

事業所の所在地に関する事項	延岡土木事務所、日向土木事務所又は西臼杵支庁管内に本店又は支店（営業所等を含む）を有していること。
同種業務の実績に関する事項	平成 25 年 4 月 1 日以降に完了した国、県、市町村発注で、契約額 100 万円以上の造園工事（植栽維持・管理業務を含む。）を元請として 1 件以上施行した実績があること。
配置技術者に関する事項	一級造園施工管理技士又は二級造園施工管理技士の資格を有する者が 2 名以上いること。
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書の 2 項に示す事項

※入札参加資格の確認は、開札後決定する落札候補者に対してのみ行う。（事後審査）

※事業所の所在地に関する事項の「本店」とは、登記簿上の本店とする。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 閲覧場所 県立延岡病院 事務部総務課（延岡市新小路 2－1－10）
- (2) 閲覧期間 令和 5 年 4 月 1 0 日から令和 5 年 4 月 2 1 日まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札説明書等の 閲覧、配付	令和5年4月10日から 令和5年4月21日まで	・ 県立延岡病院で閲覧、配付 ・ ホームページからダウンロード可能(注)
質問の受付	令和5年4月10日から 令和5年4月17日まで	県立延岡病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
回答の閲覧	令和5年4月10日から 令和5年4月21日まで	県立延岡病院で閲覧
入札書受付期間	令和5年4月10日 9時から 令和5年4月21日17時00分まで	県立延岡病院へ持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便に限る ※郵送の場合は期限内に必着のこと
開札日時	令和5年4月24日 13時30分	県立延岡病院地域医療センター
入札結果の公表	令和5年5月12日から 令和6年3月31日まで	県立延岡病院で閲覧

(注意) (1) 発注機関における配付、閲覧及び質問の受付は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く。)とする。

(2) 入札説明書等のダウンロードが行えるホームページアドレス

・ 県立延岡病院ホームページ

<http://www.nobeoka-kenbyo.jp/>

・ 県庁ホームページ(宮崎県病院局)

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/byoin/>

※ホームページ更新のタイミングによっては、当該文書の掲載が遅れる場合がある。

5 その他の事項

(1) この一般競争入札に関する詳細は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。

(2) 本件入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者(落札候補者)で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。

(3) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

- ・ 初度入札に参加しなかった者
- ・ 初度入札に参加したが開札に参加しなかった者
- ・ 連合その他不正な行為があった入札をした者

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書

1 適用

本書で定める事項は、県立延岡病院が行う庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札について適用する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

3 入札説明書等の閲覧等

- (1) 県立延岡病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
 - ① 入札公告の写し
 - ② 条件付一般競争入札公告共通事項書
 - ③ 特記仕様書
 - ④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料（以下「その他資料」という。）
- (2) 入札説明書等は、原則として県立延岡病院ホームページにダウンロードできる形式で掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、県立延岡病院における閲覧のみとする。

4 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して5日前の日まで県立延岡病院において郵送（提出期限内必着とする。）、持参又は電子メールにより書面で受け付ける。
- (2) 質問に対する回答は、県立延岡病院における閲覧のみとする。

5 入札

- (1) 入札に参加する者は、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参により、入札書（様式第1号）を県立延岡病院に提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第2号、様式第2号の2）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
- (4) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「〇月〇日開封《〇〇業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

6 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成28年3月31日病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。）第81条の規定による。

7 契約保証金

契約保証金については、規程第82条の規定による。

8 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

9 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者）を落札候補者とする。

- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 県立延岡病院長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

10 入札参加資格確認申請

- (1) 県立延岡病院長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
- ① 同種業務実績調書（様式第4号）
 - ② 配置技術者の資格等調書（様式第5号）
 - ③ その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料
- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、県立延岡病院長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が県立延岡病院に持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は県立延岡病院長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

11 落札者の決定

- (1) 県立延岡病院長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 県立延岡病院長は、落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（様式第6号）を送付する。
- (3) 県立延岡病院長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合（10の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

12 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、県立延岡病院長に対して書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 県立延岡病院長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理し

た日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。

- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に13の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（様式第8号）により当該他の落札候補者に通知する。

13 次順位者の資格確認

- (1) 県立延岡病院長は、資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に11の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から12の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は10の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

14 入札の無効

規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

15 その他

- (1) 10に規定する申請書等及び12に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

入 札 書 (委託)

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
委 託 の 内 容										
委 託 の 場 所										
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条の規定による。									
上記の金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって契約したいので、病院局財務規程（平成 1 8 年病院局企業管理規程第 1 5 号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和 年 月 日 住 所 入札人 氏 名 宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 殿										

入
札
条
件
等
確
認
済

委任状

使用印鑑

私は、都合により

[]

を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1. 委託の内容
- 2. 委託の場所

令和 年 月 日

住所
名称
氏名

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

使用印鑑

私は、を代理人と

定め貴県が令和 年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金（請負代金）を請求並びに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付並びに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為
- 7 委託の内容

委託の場所

- 8 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

住 所
名 称
氏 名

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 殿

注) 委任事項は、適宜補正してください。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名



令和 年 月 日に開札のありました 業務に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。
なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種業務実績調書
- 2 配置技術者の資格等調書
- 3 その他入札参加資格確認に必要な書類

同種業務実績調書

会社名_____

業務名称等	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	期 間	
業務概要		

- 備考
- 1

公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
- 2

同種業務実績を求める場合において業務内容に一定の規模等を定めているときは業務概要欄にその概要を明示すること。
- 3

記載した業務について契約書の写し又は発注者の証明書及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。
- 4

同種業務実績を求めている場合、本調書を提出する必要はない。

配置技術者の資格等調書

会社名

① 配置予定技術者氏名			
② 生 年 月 日			
③ 採用 年 月 日			
④ 法令等の資格・免許	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
	資格の名称		
	登録等年月日及び番号		
⑤ 常 駐 の 別			

備考 1 ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
3 法令による資格・免許を求めている場合、④欄を記入する必要はない。
4 ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

令和 年 月 日

落札決定通知書

商号又は名称
代表者氏名 様

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 印

下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	
調達案件名称	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
入札金額	円（税抜）
落札者 商号又は名称 代表者氏名	 商号又は名称 代表者氏名

様式第 7 号

令和 年 月 日

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名 様

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 印

業務に係る入札参加資格について、下記の理由により
入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あたはた、当職に対して入札参加資格がないとされたりゆうについて説明を求め
ることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から 2 日以内に県立延岡病院へその旨
を記載した書面を提出してください。

様式第 8 号

令和 年 月 日

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称
代表者氏名 様

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成 印

先に申請がありました 業務に係る入札参加資格について、
あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加
資格確認を中止しましたので通知します。

(案)

庭園管理業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、庭園管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、庭園管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和5年 月 日から令和6年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税、金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は宮崎県病院局財務規程第82条の規定による。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が定める委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）、関係法令及び甲の指示に従って処理しなければならない。

2 乙は、庭園管理作業監督者を選定し甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

3 乙は、委託業務を実施しようとするときは、あらかじめ甲に連絡して甲の立ち会いを求めなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき業務を実施するものとし、業務を実施したときは、当該業務の結果に関する報告書等（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第10条に示す各実施期間における業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、報告書（又は完了報告書）を受領したときは、その内容を審査（又は検査）し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

4 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内

(案)

にその指示に従いこれを補正しなければならない。前3項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

- 5 第3項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査、検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての業務について、甲から前条第3項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係る委託料等の支払請求書を提出するものとする。

なお、支払い内訳は、次の表のとおりとする。

実施期間	金 額	実施期間	金 額
令和5年4月～ 6月まで	円	令和5年7月～ 9月まで	円
令和5年10月 ～12月まで	円	令和6年1月～ 3月まで	円

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、仕様書に定める業務を実施しないとき。
- （2） 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続することが困難になったと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実であること、その他この契約に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

(案)

と認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 宮崎県
宮崎県立延岡病院
院長 寺尾 公成

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集する時は、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集する時は、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りでない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写または複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後（棄事法により乙が一定期間保存しなければならない個人情報については法令に規定された保存期間終了後）直ちに甲に返還し、又は引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

委託業務仕様書

1 作業日

庭園管理の年間の工程表を作成し、提出すること。

作業を実施するときは、その日時、内容等を事前に発注者に通知し、承認を受けること。

2 庭園管理作業報告書

作業後に別紙様式1程度により、作業報告書（庭園管理）を提出するものとする。

3 庭園管理作業監督者

庭園管理作業監督者は、造園等に経験のある者を選定すること。

4 庭園管理対象範囲

(1) 病院

次の5カ所を含む院内庭園すべて

- ① レストラン前階段状植え込み
- ② 外来部光庭3
- ③ 西側・北側道路境界植え込み
- ④ 第5駐車場北側植え込み及び第5駐車場内
- ⑤ 保育施設及びその周辺

(2) 公舎等

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 6階建医師公舎 | 延岡市愛宕町2丁目5番地5号 |
| ② 4階3階建医師公舎 | 延岡市愛宕町2丁目17番地 |
| ③ 西小路医師公舎 | 延岡市西小路14-4 |
| ④ 看護師宿舎 | 延岡市愛宕町2丁目2294-1 |
| ⑤ 駐車場 | 延岡市恒富町3丁目1-1 |
| ⑥ 職員駐車場 | 4階3階建医師公舎の西側2ヶ所 |
| ⑦ 単身医師公舎 | 延岡市愛宕町1丁目3番地2号 |

※⑤及び⑥は、除草のみとする。

5 庭園管理の実施時期

- (1) 庭園管理の実施時期については、工種及び樹種に応じ適切な時期に「9 庭園管理の対象樹種及び工種」に示す各回数を実施するものとする。
- (2) 寄植えの剪定は、年2回実施するものとする。
- (3) 除草、芝刈りは、年3回いずれも休日に実施するものとする。
- (4) 病院及び公舎等の中低木及び寄植え部の薬剤散布は年3回実施するものとする。
- (5) 作業にあたっては、病院敷地内で別途施工する改修工事等との日程調整を行うこと。

6 剪定

- (1) 高木は、主幹の天切り、支障枝の切落しを行うものとする。
- (2) 院内駐車場で外灯に支障のある枝については切落しを行うものとする。
- (3) 中低木は、支障枝の切落し及び切詰整形剪定を行うものとする。
- (4) 寄植えは、切詰整形剪定を行うものとする（一部人力除草）。

- (5) 寄植え内の電気盤(3箇所)、歩道灯等は使用状況を考慮して剪定すること。

7 施肥

- (1) 化学肥料
(2) 有機化成 8-8-8 相当品以上

8 薬剤

- (1) スプラサイド乳剤・トップジンM 相当品以上
(2) 1000倍液
(3) 展着剤混合

9 庭園管理の対象樹種及び工種

工 種		樹 種	病院		公舎等		備 考
			数量	回数	数量	回数	
剪定工	高木	幹周60cm以上	一式	1	一式	1	
		幹周60cm未満	一式	1	一式	1	
	中低木	樹高200以上	一式	1	一式	1	
		樹高100～200	一式	1	一式	1	
		樹高100未満			一式	1	
	寄植え	中木			一式	2	
		低木	一式	2	一式	2	
施肥工	高木	幹周60cm以上	一式	1	一式	1	
		幹周60cm未満	一式	1	一式	1	
	中低木	樹高200以上	一式	1	一式	1	
		樹高200未満	一式	1	一式	1	
	寄植え	中木、低木	一式	1	一式	1	
防除工	高木	幹周60cm以上	一式	2	一式	2	
		幹周60cm未満	一式	2	一式	2	
	中低木	樹高200以上	一式	3	一式	3	
		樹高100～200	一式	3	一式	3	
		樹高100未満			一式	3	
	寄植え	中木、低木	一式	3	一式	3	
抜根除草		人力	一式	3	一式	3	
機械除草		機械除草後、 除草剤散布	一式	3	一式	3	駐車場
芝刈り			一式	3			保育施設周り

10 緊急時の対応

病院からの緊急対応要請時(害虫駆除、支障木除去等)には、迅速に対応すること。

作業報告書（庭園管理）

作業年月日	
従 事 者	
作業の内容	
使用した肥料	
写真貼付欄（不足する場合は別紙に追加して貼付すること）	

庭園管理業務委託

【参考設計書】

[illegible]

現 場 説 明 書

令和5年4月10日

入札参加者 殿

県立延岡病院長 寺尾 公成

名 称	庭園管理業務委託
場 所	宮崎県立延岡病院(延岡市新小路2-1-10)ほか
期 間	契約日から令和6年3月31日まで
【説明事項】 1 入札・契約に関する事項は、入札公告、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書、委託契約書(案)、仕様書及び入札・契約に関する注意事項(別紙)による。 2 本契約期間終了後に他の者が本業務を行うこととなった場合、業務等に関する問い合わせに応じること。 発注機関：県立延岡病院 連 絡 先：整備担当 牧野 電 話：0982-32-6181	

別紙

入札・契約に関する注意事項

- 1 1 回目の入札書の日付は、入札書受付期間の日付を記入してください。開札の日付を記入しないようにお願いします。

郵送（配達記録郵便等郵送の記録が残る方法による）の場合は、2 重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封し、入札参加者名、業務名等を入札説明書のとおり記入してください。

持参の場合も密封し、封筒に入札参加者名、業務名等を入札説明書のとおり記入し、提出してください。

別途公表している参考(金抜)設計書を提出する必要はありません。

- 2 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印してください（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用します。金額や明らかに異なる物件名等については訂正できません）。

- 3 開札の結果、再入札や抽選を行う場合があります。入札者又はその代理人が立ち会わない場合、再入札には参加できません。また、抽選は当該入札執行事務に関係のない職員が行います。

- 4 開札の立会者は、開札の会場にある所定の受付簿に所要事項を記入してください。開札受付時には、委任状等の提示は必要ありません。

- 5 開札の結果、予定価格を上回る入札があり、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、最低制限価格に満たなかった者を除き、直ちに再度の入札を行うこととなります。

このため、再入札に参加される場合には、開札日当日、入札書、委任状等の再度の入札に必要なものを準備してください。